

議案第 37 号

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部改正について

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「建築又は」を「建築し、又は」に改め、同条第3号中「所有、管理、占有若しくは」を「所有し、管理し、占有し、若しくは」に改める。

第5条第2項中「所有、管理、占有又は」を「所有し、管理し、占有し、又は」に改める。

第8条第1項第4号中「その他市長が適正」を「前3号に掲げるもののほか、適正」に改め、「ため」の次に「市長が」を加える。

第9条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 広域的医療福祉区域

第9条第2項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 広域的医療福祉区域 伊賀地域の二次救急医療の拠点であるとともに、市域の医療福祉機能の強化を図る区域

第10条第2項中「公示の」を「当該公示の」に改め、同条第4項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「意見書の」を「当該意見書の」に改める。

第11条第2項中「第7条」の次に「(第1項を除く。)」を加える。

第14条第1項中「公示の」を「当該公示の」に改め、同条第4項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「意見書の」を「当該意見書の」に改める。

第15条第3項中「者」を「住民自治協議会」に改め、同条第6項中「提出した」を「行っ

た」に改める。

第16条第2項中「第12条」の次に「(第1項を除く。)」を加える。

第17条第2項中「と借地権の目的となっている土地の総地積との合計」を削る。

第19条第1項中「公示の」を「当該公示の」に改め、同条第4項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「意見書の」を「当該意見書の」に改める。

第20条第1項中「策定の提案に係る区域内の」を削り、「住民自治協議会」を「その者の居所若しくは住所又はその者が所有し、管理し、占用し、若しくは使用する土地若しくは建築物等の所在地に係る住民自治協議会」に改める。

第22条第1項中「、地区土地利用計画」を「又は地区土地利用計画」に、「それらの計画。第29条第1項」を「当該計画を含む。次項及び第29条第1項」に改め、同条第2項第2号中「都市計画事業」を「都市計画法第59条に規定する都市計画事業」に改め、「建築開発事業」の次に「又は同法第11条に規定する都市施設に関する都市計画に適合して行う建築開発事業」を加え、同項第5号中「他条例等」を「他法令等」に改め、同項第6号中「軽易な行為」の次に「等」を加える。

第25条第1項中「建築開発事業の区域の対象となる」を「その区域内に建築開発事業の予定区域がある」に、「標識設置」を「規定による標識の設置」に、「以内(市の休日を除く。)」を「(市の休日を除く。)以内」に改め、同条第2項中「を経過した日以後(市の休日を除く。)」を「(市の休日を除く。)を経過した日以後」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定により」を加え、同条第4項中「から」の次に「起算して」を加え、同条第5項中「の規定による縦覧期間」を「に規定する縦覧の期間」に改める。

第26条第1項中「の規定による縦覧期間満了の」を「に規定する縦覧の期間が満了する」に、「規定による報告書」を「報告書」に改める。

第27条中「規定による説明会」を「地域」に改める。

第28条第1号中「標識設置」を「標識の設置」に、「を経過(市の休日を除く。)し」を「(市の休日を除く。)を経過し」に改め、同条第2号中「よる説明会」を「より説明会」に、「の規定による縦覧期間」を「に規定する縦覧の期間」に改める。

第29条第1項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「(以下「適合承認」という。)」を削り、同条第2項中「の適合承認」を「について前項の規定による承認(以下「適合承認」という。)」に改める。

第30条第1項中「」を」の次に「当該適合承認に係る建築開発事業を行う」を加え、同条

第2項中「建築開発事業者」を「当該建築開発事業者」に改める。

第31条第1項中「適合通知証の交付を受けた後、建築開発事業完了の届出を行う」を「適合承認を受けた建築開発事業が完了する」に、「承認に係る建築開発事業の」を「当該建築開発事業に係る」に改め、同条第2項中「第23条」を「第24条」に、「第43条第1項」を「第43条」に改め、同条第3項中「に基づく変更案の承認が必要とされ」を「の承認を必要とし」に改める。

第32条第1項中「受けた」の次に「建築開発事業に係る」を加える。

第35条第1項中「建築開発事業者」を「当該建築開発事業に係る建築開発事業者」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「建築開発事業者」を「当該建築開発事業者」に改める。

第36条第1項中「適合通知証の交付を受けた後、当該」を「適合承認を受けた」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「適合通知証」を「当該適合承認」に改め、同条第3項中「基づき適合通知証」を「より適合承認」に改め、「公表する」の次に「ものとする」を加える。

第38条第1項中「速やかに当該」の次に「届出に係る」を加え、「適合承認した」を「適合承認をした」に改め、同条第2項中「適合承認した」を「適合承認をした」に、「建築開発事業者」を「当該建築開発事業者」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、前項の規定による届出があった場合において準用する。

第39条第1項中「建築開発事業に」を「当該検査済証の交付を受けた建築開発事業に」に、「若しくは」を「又は」に、「建築開発事業の」を「当該建築開発事業の」に改め、同項ただし書中「他法令で」を「他の法令で当該」に改め、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第40条第1項中「よる建築開発事業」を「より基本計画に整合するものとみなされた建築開発事業」に改め、同条第3項中「よる建築開発事業」を「より基本計画に整合するものとみなされた建築開発事業」に、「適合通知証の交付」を「適合承認」に改め、同条第4項中「よる建築開発事業」を「より基本計画に整合するものとみなされた建築開発事業」に改め、同条第5項中「基づく」を「よる」に改め、同条第6項中「基づき」を「よる」に、「とることを」を「講じるよう」に改める。

第41条中「うえ」を「上」に、「基づく」を「よる」に改める。

第43条中「市長の」を「市長に申請し、当該特定開発事業について」に改める。

第44条の見出し中「の事業相談」を「に関する相談」に改め、同条第1項中「事業相談し」を「特定開発事業に関する相談（以下「事業相談」という。）をし」に改め、同条第2項中「前項の事業相談」を「市長は、事業相談」に、「場合、市長」を「とき」に改め、「受領証を」の次に「当該建築開発事業者に」を、「交付する」の次に「ものとする」を加え、同条第3項中「第1項の事業相談は、特定開発事業」を「事業相談は、当該特定開発事業」に改める。

第45条中「特定開発事業の」を「当該認定申請に係る特定開発事業の」に改める。

第47条第1項中「の規定による縦覧期間満了の」を「に規定する縦覧の期間が満了する」に改める。

第48条第1項中「より」を「よる」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「以内（市の休日を除く。）」を「（市の休日を除く。）以内」に、「建築開発事業者に」を「当該建築開発事業者が」に改め、同条第4項中「地域」を「利害関係人等」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

5 第46条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により説明会を開催した場合において準用する。

第49条の見出し中「等」を削り、同条第1号中「の規定による縦覧期間（前条第4項において準用する場合を含む。）」を「（前条第5項の規定により準用する場合を含む。）に規定する縦覧の期間」に改め、同条第2号中「を経過（市の休日を除く。）し」を「（市の休日を除く。）を経過し」に改める。

第50条中「の規定による」を「に規定する」に、「説明会の」を「説明会における」に改める。

第51条第1項中「第49条の」及び「（以下「特定事業認定」という。）」を削り、同条第2項中「前項の」の次に「規定による認定（以下「特定事業認定」という。）の可否について」を加える。

第52条第1項中「特定事業認定した」を「特定事業認定をした」に改め、「適合通知証を」の次に「当該特定事業認定に係る」を加え、同条第2項中「よる」を「より」に、「した」を「行った」に改める。

第53条第1項中「特定事業認定証の交付を受けた後、建築開発事業完了の届出を行う」を「特定事業認定を受けた特定開発事業が完了する」に、「承認に係る特定開発事業の」を「当該特定開発事業に係る」に改め、同条第2項中「前項の規定による」を「第44条及び第46

条から前条までの規定は、前項の規定により」に、「が提出された場合においては、第44条から前条までの規定を」を「を提出する場合において」に改め、同条第3項中「に基づく変更案の認定が必要とされ」を「の認定を必要とし」に改める。

第54条第1項中「受けた」の次に「特定開発事業に係る」を加え、「当該」を削り、同条第2項中「事業認定」を「特定事業認定」に改める。

第59条中「について」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 11 施行日前に三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条第1項の規定により確認を受けた建築開発事業（同条第2項の規定により同条第1項の確認があったものとみなされた建築開発事業を含む。）及び同項の確認を受けるため同条例第7条第1項に規定する申請書（同条第3項の規定により準用する場合における協議書を含む。）が提出された建築開発事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に第23条第2項の規定による建築開発事業の案の提出、第40条第3項の規定による建築開発事業の概要の届出又は第45条の規定による特定開発事業の案の提出があった建築開発事業については、なお従前の例による。